

改正	現行
1 ～ 3 【略】 4 （１）～（３） 【略】 （４）精算時 ア 【略】 イ 【略】 （ア）【略】 （イ）【略】 （ウ）トイレと洗面台が分離型の「快適トイレ」を設置した場合について 差額上限は <u>26,000</u> 円／（基・月）とし、男女別で１基ずつ設置した場合は、２基まで変更契約の対象とする。 （男女各トイレ設置の場合、差額上限は <u>52,000</u> 円／（２基・月）とする。） ウ 【略】 エ 【略】 5 特別仕様書への記載例 特別仕様書には、次のとおり記載する。 第〇条 快適な仮設トイレの設置工事 1 本工事は、建設現場をより働きやすい環境に改善するため、受注者が希望すれば、快適に使用できる仮設トイレ（洋式トイレ・快適トイレ）を設置することができる工事である。 2 快適な仮設トイレの設置工事の実施にあたっては、「快適な仮設トイレの設置工事」試行要領によるものとする。この試行要領は、富山県のホームページから入手できる。 附 則 この要領は、平成 29 年 7 月 15 日以降の所長決裁にかかる工事から適用する。 附 則 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用する。 附 則 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用する。 附 則 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用する。	1 ～ 3 【略】 4 （１）～（３） 【略】 （４）精算時 ア 【略】 イ 【略】 （ア）【略】 （イ）【略】 （ウ）トイレと洗面台が分離型の「快適トイレ」を設置した場合について 差額上限は <u>21,000</u> 円／（基・月）とし、男女別で１基ずつ設置した場合は、２基まで変更契約の対象とする。 （男女各トイレ設置の場合、差額上限は <u>42,000</u> 円／（２基・月）とする。） ウ 【略】 エ 【略】 5 特別仕様書への記載例 特別仕様書には、次のとおり記載する。 第〇条 快適な仮設トイレの設置工事 3 本工事は、建設現場をより働きやすい環境に改善するため、受注者が希望すれば、快適に使用できる仮設トイレ（洋式トイレ・快適トイレ）を設置することができる工事である。 4 快適な仮設トイレの設置工事の実施にあたっては、「快適な仮設トイレの設置工事」試行要領によるものとする。この試行要領は、<u>下記の富山県農林水産部農村整備課のホームページから入手できる。</u> <u>(http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1602/kj00021720-017-01.html)</u> 附 則 この要領は、平成 29 年 7 月 15 日以降の所長決裁にかかる工事から適用する。 附 則 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用する。 附 則 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用する。 附 則 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用する。

附 則 この要領は、令和３年４月１日以降の決裁に係る工事から適用する。 <u>附 則</u> <u>この要領は、令和４年４月１日以降の決裁に係る工事から適用する。</u>	附 則 この要領は、令和３年４月１日以降の決裁に係る工事から適用する。
---	---